

〔研究ノート〕

## 知的障害のある人の生涯学習の保障における学校の役割 －青森県の特別支援学校における青年学級調査から－

廣森 直子<sup>1)</sup> 山内 修<sup>2)</sup> 石岡 れい子<sup>3)</sup> 加藤 和仁<sup>4)</sup> 工藤 睦美<sup>5)</sup>

### The role of the school in guaranteeing life-long learning of people with intellectual disabilities － An investigation into special classes for youth in Aomori Prefecture －

Naoko Hiromori<sup>1)</sup> Osamu Yamauchi<sup>2)</sup> Reiko Ishioka<sup>3)</sup> Kazuhito Kato<sup>4)</sup> Mutsumi Kudo<sup>5)</sup>

#### Abstract

It is said that continuing education is necessary for people with intellectual disabilities who have graduated from schools for handicapped children. However, educational systems which can support their independence within the community are currently almost non-existent in Japan.

In Aomori prefecture, some life-long learning activities for people with intellectual disabilities are supported on a volunteer basis but have problems in unstable management, staff and funds. It is very difficult to guarantee the life-long learning of people with intellectual disabilities through these volunteer activities alone. In this paper, we consider the role of schools from research on special classes for the youth in schools for handicapped children in Aomori Prefecture.

These special classes for youth have the same problems as volunteer activities. In addition, there are problems with the limitation of the kind of student that can participate, the contents of learning, teachers' involvement, and cooperation within the community. The role of the school to guarantee the life-long learning of people with intellectual disabilities is to teach the problems of their activities to their community and to stimulate the people within the community to participation in their activities.

(J.Aomori Univ. Health Welf. 11 : 67 - 76, 2010)

キーワード：知的障害のある人、生涯学習、特別支援学校、青年学級

Key Words : people with intellectual disabilities, life-long learning,  
schools for handicapped children, special class for youth

---

1) 青森県立保健大学健康科学部

Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

2) 元青森県立保健大学

Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare (Retired)

3) 青森県立森田養護学校

Aomori Prefectural Morita Special Education School

4) 青森県立青森第二高等養護学校

Aomori Prefectural Aomori Daini Koutou Special Education School

5) 青森県立郷土館

Aomori Prefectural Museum

## 要旨

知的障害のある人が地域で暮らすことを支えていくために、特別支援学校（旧養護学校）を卒業後に社会に出てから出会うさまざまな問題への対処するための学習の必要性、また生涯学習の機会保障の必要性は従来から指摘されてきた。

筆者らは、青森県における地域の知的障害者の生涯学習活動の現状と課題として、運営体制の不安定さ、人材や財源の確保の問題があることを指摘してきた。地域のボランティアな活動だけで、知的障害のある人の生涯学習を「あるべき制度」として保障していくことは難しい。本論文では、このような学習を保障しうる機関として、「学校」の存在に注目し、青森県の特別支援学校で行われている青年学級の実態を明らかにした。

特別支援学校における青年学級においても、地域のボランティアな生涯学習活動と同様に運営体制や人材や財源の課題があった。「学校」における青年学級の課題として、対象者の限定と学習内容、担当者（教員）のかかわり方、地域との連携、などの三つの課題があげられる。知的障害のある人の生涯学習を保障するための学校の役割としては、このような学習活動の抱える問題点を地域に発信し、地域からの参加を働きかけていくことがあげられよう。

## 1. はじめに

知的障害のある人が地域で暮らすことを支えていくために、特別支援学校（旧養護学校）を卒業後に社会に出てから出会うさまざまな問題への対処するための学習の必要性、また生涯学習の機会保障の必要性は従来から指摘されてきた。そのような問題意識から、大学の公開講座<sup>1)2)</sup>や知的障害者を対象としたオープン・カレッジ<sup>3)4)</sup>などの取り組みが行われてきた。知的障害のある人のための生涯学習の保障という観点から考えた場合、一般的な生涯学習の機会から知的障害のある人が一律に「排除」されているわけではないともとらえられる。しかし、障害の重さや本人をとりまく社会環境などから、生涯学習に関する情報が本人にまで届きにくく、学習に参加するためには学習方法や学習内容についての学習支援が必要であることなどから、その学習機会の選択肢は極めて限られたものになりがちである。そのような点を考慮すると、支援が十分ではない現状においては、知的障害のある人の生涯学習の機会がいまだ十分には保障されていないといえよう。

筆者らは、青森県における地域の知的障害者の生涯学習活動の現状と課題について実態調査を行い、地域での取り組みの課題として、運営体制の不安定さ、人材や財源の確保の課題があることを指摘した<sup>5)</sup>。地域のボランティアな活動だけで、知的障害のある人の生涯学習を「あるべき制度」として保障していくことは難しい。報告した青森県における地域での生涯学習活動のなかには、主となる活動運営者の多忙さなどの事情により、休止状態になっているものもある。

そのような青森県における地域の生涯学習活動と、特別支援学校における青年学級に参加する受講生を対象とした実態調査では、それぞれの参加者の属性や参加目的などで相違があった<sup>6)7)</sup>。調査対象者数の母数が少ない

ため、傾向としての相違であるが、属性としては、学校の青年学級参加者の方がより「重度」の障害を持つ人が参加し、また県内の広い地域からの参加があった。地域の学習活動は、県内の都市部（青森・弘前・八戸）で開催されており、都市部から離れた郡部の人が参加するには、自力で公共交通機関を利用して会場まで通うことのできる人か、送迎などのサービスを利用できる人、という形で制限が生じてしまうという事情もある。青森県内の特別支援学校は、県内の全域を網羅する形で設置されており、そのことが郡部などを含む広い地域からの参加につながっているものとも考えられ、県内のそれぞれの地域で独自の役割が期待される存在でもある。

また、前述の受講生調査から参加者の参加目的の違いについてみると、特別支援学校の青年学級の参加者は「いろいろなことを学びたい」「新しい友達をつくりたい」といった項目は地域の学習活動参加者に比べ割合が低かったが、「先生に会いたい」「友達に会いたい」といった項目は高くなっていた。これは、特別支援学校の青年学級が同窓会的な要素を色濃く持っていることを示唆していると考えられ、学校を会場として行われる青年学級の「限界」であるとも考えられた。しかし、学校は地域における貴重な教育資源でもあり、本報告では、このような知的障害のある人の生涯学習を保障しうる機関として、「学校」の存在に注目したい。

旧養護学校で開催されてきた障害者青年学級は、その嚆矢とされる「すみだ教室」（1959 開設）<sup>8)</sup>をはじめとして、これまで数多く設置されてきた。教員有志による取り組みや、卒業生や保護者の集まりを母体とするものなど、そのあり方は多様である<sup>9)10)</sup>。東京都では旧養護学校の義務化（1979 年）の前後に、多くの障害者青年学級が設置されたといわれる。まだ当時は障害児の教育環境の整備が遅れており、本人や保護者の意思にかかわ

らず、「就学猶予」や「就学免除」が適用されることがあった。いかに重度の障害児であっても教育を受ける対象としてとらえられるようになり、障害のある人の教育についての議論も活発となった。当時、青年学級は、勤労青年に対する学校教育の補完としての意味づけをもっており、障害者青年学級についても同様であった。この当時から学校教員が障害者青年学級の運営にあたることについては賛否両論があったものの、学校教育の延長ではない社会教育として移行することを前提として開設に踏み切ったといわれている。1990年代以降、このような青年学級のみでなく、多様なニーズに対応していくべきではないかとの認識から、前述のような大学の公開講座などの取り組みが始まっている<sup>11)</sup>。

地方の養護学校における青年学級は、東京のような都市部とは異なった地域の実情があったと考えられる。青森県の場合は、養護学校の義務化前に養護学校の設置が進んだが、その設立経緯から、交通の利便性のよくない地域に立地している学校も多い。しかし、旧養護学校は、「特別支援学校」として、「地域における特別支援教育のセンター」と位置づけられた（文科省「特別支援教育の推進について（通知）」2007.4.1）。この通知では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育施設への助言、支援については言及されているが、高等部卒業後の知的障害のある人にとっての学校が果たす役割については明確になっていない。しかし、「地域における特別支援教育のセンター」としての役割のなかには、卒業後に地域で暮らす知的障害のある人についても、「センター」として何らかの機能を果たすことを求められているととらえるべきではないだろうか。本稿では、青森県の特別支援学校（知的障害）における青年学級の実態を明らかにしながら、知的障害のある人の学習保障のための課題について考察し、学校の役割について考えたい。

## 2. 青森県における特別支援学校(知的障害)の青年学級

前述のように、特別支援学校における青年学級にはさまざまな形態があり、全国的に見るとこのような取り組みのない自治体もある。青森県には、現在、特別支援学校（知的障害）は9校（県立8校、大学附属校1校）ある。そのすべての学校において青年学級が開催されている（2008年度現在）。県立校における青年学級（知的障害青年学級）は、青森県教育庁生涯学習課の事業として1996年度に開設されている。「平成20年度障害者青年学級開催要項」によれば、県立校における青年学級の開催趣旨は、「障害のある青年の地域社会における自立と社会参加を支援するとともに、地域住民との交流の機会とする（下線部は筆者による）」ことである。学習内容として、「1. 一般教養の向上に関すること、2. 職業生活

に関すること、3. 日常生活に関すること、4. 障害者の福祉に関すること、5. 体育およびレクリエーションに関すること」が挙げられている。そして、「留意事項」として、「演習および実技を重視すること」「施設の利用や見学等、体験を広げる移動学習も考慮すること」「学級生が一般青年と広く交流できるよう配慮すること」「学級生の帰宅方法等の生活指導に十分配慮すること」などが挙げられている。

県立校における事業形態は、各校の担当者が事業実施計画書を作成して青森県教育委員会に提出し、予算の「令達」を受けてから（1校あたりの予算は年間最大75,000円<sup>12)</sup>、各校で実施するという形態である。県から予算がつくものの、実質的な運営は各校の教職員によってなされている。青年学級の実施後、その実績や成果を県教委に報告し、県が各校の実績報告を取りまとめ、「障害者青年学級」として位置づけている。県立校についていえば、社会教育行政に位置づけられてはいるものの、青年学級の実質的な企画運営は学校側に任されているという状況である。また、大学附属校においても、独自の形態で卒業生を対象とした青年学級が開催されている。青森県の特別支援学校における障害者青年学級は、このような形で「制度化」されたものであり、以下ではその実態を明らかにする。

## 3. 調査の概要

調査目的：青森県内の特別支援学校（知的障害）における青年学級の実態を明らかにする。

調査対象：青森県内の特別支援学校（知的障害）9校における2008年度実施の青年学級

調査票の設計：青年学級の担当者の記名式とし（結果の公開にあたっては匿名とする）、各校によって多様な実施状況をとらえるため、記述式の調査項目を設けた。

調査項目：青年学級のねらい・位置づけ、開催回数・曜日、開催内容、参加対象者への開催案内の送付・参加者、参加費・予算、学習内容の決定方法、広報活動、校内分掌、地域との協力、課題、今後の望ましい形態、自由記述

調査方法：各校に調査票を郵送し、郵送により回答を得た。

倫理的配慮：結果の公開にあたっては匿名とする旨を調査票に明記し、回答があったことをもって同意したものとみなした。

調査期間：2008.12.22～2009.1.31

有効回答率：100%

#### 4. 調査結果①—青森県における青年学級の開催状況

##### 1) 各校における青年学級のねらい・位置づけ

記述回答から分類したところ、9校すべてに共通していたのは「交流」「親睦」であった。「学習」や「研修」を位置づけているのは5校、「社会参加の支援」や「生活の向上」も位置づけていたのは5校であった。例をあげると、以下のような回答である。

- ・卒業生の交流、親睦
- ・障害者の社会への「完全参加と平等」の実現を目指し、本校の教育機能などを活用して学校教育を終えた知的障害を有する青年を対象に、一般青年との交流を設けたり、余暇の活用や障害者福祉に関する知識等の習得をするための機会を提供する。

前述の県教委の開催趣旨にある「障害のある青年の地域社会における自立と社会参加を支援するとともに、地域住民との交流の機会とする」という趣旨に対し、青年学級のねらいを「卒業生の交流、親睦」のみとする学校もあった。後述するが、青年学級の学習内容には、同窓会的な要素やレクリエーション的な要素が多く取り入れられている。同窓会として青年学級を位置づけていたり、「交流」を主たる活動として位置づけてきた青年学級においては、「地域社会における自立」や「社会参加」を支援するというねらいや位置づけは難しいのではないかと考えられる。

##### 2) 開催形態（開催回数・開催日・活動内容）

開催回数は2～6回/年度で、学校によってばらつきがあった（別表参照）。開催曜日は日曜日または土曜日が多い。その設定理由は、記述回答を分類したところ、「学校行事との調整」6校、「就労する卒業生の参加への配慮」4校、「職員の参加への配慮」2校などである。職員の参加は、各校によってボランティアとして参加するのか「業務」として参加するのか位置づけが異なっている。

活動内容は、レクリエーション・余暇活動、学校行事（学校祭、運動会など）への参加などが多い（別表参照）。同窓会としての位置づけも強く、「同窓会総会」や、「同窓会バス旅行」などがある。レクリエーションの要素の強い活動であっても、以下のような成果が得られている（別表より一部引用）。

- ・卒業生同士、リラックスした雰囲気ゲームなどを楽しみ、余暇活動を通して仲間との親睦を深め交流を図るとともに、仕事への英気を養った。仲間と情報交換しあうことを通して、明日への活力を得ることができたと思われる。

このような活動内容を、「学習」の場として位置づけるためには、ただ楽しむだけでなくそれぞれの場面での学びの仕掛けや、仲間と共に学ぶといった担当者の工夫

が必要であろう。さまざまな「社会参加」の機会を増やすという点においては、学校行事への参加やレクリエーション的な活動への参加は重要であるが、一口に「参加」といっても、運動会や文化祭などの学校行事への参加といった場合、単にその場に観客として来るというだけでなく、何らかの発表に参加したり、他の参加者との交流を深めたりする場の設定があるかどうかで、その参加のなかみの評価は異なってくる。そのため一概には判断できないが、事業としての開設趣旨や各校での青年学級のねらい・位置づけと学習内容を比較してみた場合、学習内容に反映できているかどうかという点については、不十分な部分もあるといえよう。

##### 3) 対象者と参加者

開催要項では、障害者青年学級の対象は「障害のある青年男女」となっているが、実質的に青年学級の対象者は、その学校の卒業生である。青年学級の開催案内の送付対象を、「全卒業生」としているのは2校のみであり、その他は「過去5年または10年の卒業生」「同窓会の会員」「卒業生と親の会」の会員「希望者」、などの制限を設けている。開催案内の送付対象者に制限を設けている理由は、「会員を対象としているため」3校、「人数が多すぎるため」1校、などである（以下参照）。

- ・参加者が少なく、ある程度固定化しているとともに、参加者の多くが卒業して5年以内に集中しているため、通信費削減のために条件を設けている。また、5年以上前の方でも、過去に参加実績のある方には、案内を出したり、卒業生と親の会（同窓会）と共催にしたりして、多くの方が参加しやすいように努めている。

実際の送付対象者数は100名未満が2校、100～200名が5校、200名以上は1校であった。それに対して、参加者数は、実施日によってばらつきが大きい（別表参照）。10名に満たない回もあれば、100名を超える参加者がある回もある。参加者の内訳は、卒業生・教職員・保護者が中心となっている。一般や在校生からの参加がある学校もあるが、数としては非常に少ない。

対象者の制限は、参加者の限定につながる。制限の背景には通信費が十分でないこと、卒業生の数が多くなり過ぎ青年学級に受け入れきれないことなどがあると考えられる。通信費については予算措置が求められるが、受け入れのキャパシティの問題は学校のみでは解決が難しい。地域における学習機会を増やしていくなど、地域課題としての問題が示唆されているともいえよう。地域における知的障害のある人の学習機会を拡大し、開設趣旨にあるような「地域住民との交流」を実現していくためには、より広い層の参加者が可能なように広報の工夫も

別表 青年学級の開催内容、参加者にとっての成果、参加者数、参加費

年月日(曜日)	時間	内容	参加者 合計	卒業生 (男性)	卒業生 (女性)	教職員	保護者	一般	その他	参加費	内 訳
7月27日(日)	9:00～13:00	調理、カラオケ、サッカー、工作	約90名							500～800円	
9月21日(日)	8:30～15:00	遠足(〇蓮師)	約60名							2,000円	
1月11日(日)	9:00～13:00	風船ハレー、フリスビー、フットサル	約80名							500円	

年月日(曜日)	時間	内 容	参加者 合計	卒業生 (男性)	卒業生 (女性)	教職員	保護者	一般	その他	参加費	内 訳
6月4日(日)	9:00～15:10	初めに今年度の青年学級の開催式を行う。その後、借り上げバスに乗ってボーリング場に行き、ボーリングゲームをした後、温泉に行き汗を流し、昼食をとりながら自己紹介や日ごろの生活を報告し、交流を深める。	16名	5名	6名	5名	0名	0名	0名	2,000円	ボーリング2ゲーム料金、昼食代、入浴料
7月27日(日)	9:30～12:30	青森県ユニバーサルホールツアーで日頃の運動不足を解消し、ゲームを楽しみ、仲間の交流を深めた。	29名	7名	8名	8名	6名	1名	1名	700円	食事代(弁当代)
10月25日(土)	9:00～12:00	学習発表会の舞台発表を見たあと、高等部の販売や作品展示を見て、買い物を行う。	11名	5名	6名	0名	0名	0名	0名	0円	

年月日(曜日)	時間	内 容	参加者 合計	卒業生 (男性)	卒業生 (女性)	教職員	保護者	一般	その他	参加費	内 訳
5月31日(土)	12:30～14:30	同窓会総会	30名	16名	3名	10名	9名	0名	2名	800円	昼食代
7月27日(日)	11:00～14:00	成人を祝う会	49名	13名	4名	13名	13名	2名	4名	1,500～3,000円	新成人1,500円 その他参加者3,000円(昼食代記念品代)
10月4日(土)	8:30～15:00	同窓会バス旅行	39名	13名	2名	12名	11名	0名	1名	1,500円	昼食代

年月日(曜日)	時間	内 容	参加者 合計	卒業生 (男性)	卒業生 (女性)	教職員	保護者	一般	その他	参加費	内 訳
6月22日(日)	9:30～12:40	①レクリエーション(車庫のため体育館) 玉入れ、大玉ごろがしり、つばひき せんべい投げ競争、フラインクダンス ②昼飯(注文弁当)、かきごおり	139名	50名	25名	28名	25名	0名	11名	300円	弁当代の一部
11月9日(日)	9:30～14:40	①カラオケ大会 ②昼食(注文弁当、保護者手作りのどん汁) ③成人を祝う会、集合写真 ④レクリエーション エアロビクス、大玉送りレースなど	148名	36名	18名	33名	29名	21名(在校生)	11名	400円	弁当代の一部

年月日(曜日)	時間	内 容	参加者 合計	卒業生 (男性)	卒業生 (女性)	教職員	保護者	一般	その他	参加費	内 訳
6月22日(日)	～	開校式 映画鑑賞会	40名	17名	7名	9名	7名	0名	0名	500円	ジュース・おやつ代、DVDレンタル代、傷害保険料、写真代
7月20日(日)	～	同窓会 「金魚ねぶたを作ろう」	41名	9名	11名	7名	9名	0名	5名	1,500円	昼食代、材料代、傷害保険料、写真代
9月7日(日)	～	〇〇温泉御食事付き日帰りバスツアー	22名	7名	6名	7名	2名	0名	0名	2,100円	御食事付き日帰りバス代、傷害保険料、写真代
10月26日(日)	～	「緑日広場をしよう」 開校式	48名	12名	11名	15名	8名	0名	2名	1,000円	靴擦れ食材費等、傷害保険料

別表 青年学級の開催内容、参加者数、参加者数、参加費(つづき)

F校	月日(曜日)	時間	内容	参加者数	参加者数				参加費	内訳	
					合計	卒業生(男性)	卒業生(女性)	教職員			保護者
	5月31日(土)	9:30～12:00	運動会の見学、種目の参加 ・ 学校の先生や先輩と話ができる。 ・ 運動会の雰囲気味わう	25名	12名	13名	0名	0名	0名	0円	
	7月27日(日)	9:00～14:00	「はじめのつづい」・役員の選出 ・ 1年間の活動について ・ 講話 ・ 調理活動 ・ 会食 「野外活動」 ・ パーベキュー ・ 買い物 ・ 散策	73名	24名	18名	21名	10名	0名	15000円	調理材料、弁当、お茶、保険代
	9月7日(日)	9:00～15:00	「ボウリング」 ・ ゲーム2回 ・ 講話 ・ 表彰	89名	23名	21名	23名	22名	0名	20000円	バス、ジュース、有料道路、昼食、保険代
	10月19日(日)	9:00～12:00	「ボウリング」 ・ ゲーム2回 ・ 講話 ・ 表彰	90名	32名	20名	18名	17名	0名	12000円	ゲーム、ジュース、ジュース、保険代
	11月1日(土)	9:30～12:00	「学校祭」 学習発表 作品展の見学 交流	26名	11名	7名	0名	8名	0名	0円	
	1月11日(日)	9:00～13:30	「おわりのつづい」 ・ 1年間の活動を振り返る ・ 会食 ・ カラオケ	72名	22名	19名	22名	9名	0名	20000円	昼食代、ジュース代

G校	月日(曜日)	時間	内容	参加者数	参加者数				参加費	内訳	
					合計	卒業生(男性)	卒業生(女性)	教職員			保護者
	6月14日(日)	9:30～11:30	運動会への参加	17名	5名	4名	0名	8名	0名	0円	
	7月6日(日)	10:00～13:00	・ スポーツレクリエーション ・ 焼き肉会	61名	10名	8名	30名	17名	0名	0円	
	11月30日(日)	9:30～13:30	・ ボウリング、昼食会 ・ 地元高校生との交流	73名	13名	17名	21名	8名	10名	2000円	ボウリング代、昼食代

H校	月日(曜日)	時間	内容	参加者数	参加者数				参加費	内訳	
					合計	卒業生(男性)	卒業生(女性)	教職員			保護者
	7月13日(日)	9:00～14:00	学校祭への参加	128名	28名	8名	58名	34名	0名	1500～2000円	食費、レク費
	7月27日(日)	10:00～14:00	・ 参加者相互の交流、近況報告 ・ 参加者相互の交流、近況報告	70名	1名	0名	63名	6名	0名	0円	
	8月25日(火)	13:00～15:00	・ 余暇活動の充実	84名	39名	16名	13名	14名	2名	0円	
	10月26日(日)	10:00～14:00	・ 会員相互の親睦を深める	69名	2名	1名	63名	3名	0名	0円	
	1月15日(水)	13:00～15:00	・ 余暇活動の充実								

I校	月日(曜日)	時間	内容	参加者数	参加者数				参加費	内訳	
					合計	卒業生(男性)	卒業生(女性)	教職員			保護者
	5月24日(土)	9:00～12:00	・ 学校の運動会に参加する。 (全校ダンス、卒業生種目)	27名	16名	4名	2名	5名	0名	0円	
	7月27日(日)	9:00～14:00	・ レクリエーションに参加する。	53名	13名	7名	10名	23名	0名	700円	700円(弁当代)
	10月18日(日)	8:00～16:00	・ 親睦旅行に参加する。	68名	20名	8名	10名	27名	3名	1500円	1200円(昼食代)、300円(カラオケ代、諸経費)
	11月1日(土)	9:00～12:00	・ 学校の学習発表会を鑑賞する。	7名	4名	1名	1名	1名	0名	0円	

求められる。参加者を募るための広報活動（「青年学級だより」の発行など）を行っている学校もあるが（6校）、基本的に卒業生を対象とする現在の形態のままでは参加者層を広げるのは難しいと考えられる。

## 5. 調査結果②－青年学級の運営の実態

### 1) 財源の問題

県立校の場合は、事業として位置づけられているので県教委からの予算がつくものの、すべての活動内容に支出されるわけではない。「県からの予算では不足である」との回答は過半数の5校にのぼる。「県からの助成金でまかなえる」との回答は2校であった。予算不足の場合の支出もとは、同窓会・「卒業生と親の会」・後援会などの「会費」との回答が5校、「外部団体からの補助」が1校、「進路指導部から」が1校であった。

参加者自身も、交通費、レクリエーション費や昼食費などは参加費として負担している。参加費の実際の金額（別表参照）は、0円～3,000円であり、年間を通して参加費が必要な学校もあれば、参加費0円の回のある学校もある。その設定根拠は（記述回答から分類）、実費（弁当代、交通費、レクリエーション費など）が4校、全額負担が1校であった。参加費については、負担可能な金額を本人（卒業生）から聞き取って設定している学校もあった（以下参照）。

・参加者（本人）から、いくらぐらいだったら、無理せず参加できるかと聞いたら、多くの方々から2000円以内という返答があったから。

本人の経済事情により、参加費の額によって参加意思が左右される場合もあろう。このような青年学級を「制度」としての生涯学習の保障として考えた場合に、学習内容のあり方とも関連して、どのような費用負担のあり方が望ましいのかどうか検討する必要がある。

### 2) 学習内容の決定方法（意向調査・満足度調査の実施）

学習内容についての本人への意向調査（ニーズ調査）はほとんどの学校（8校）で行っている。その方法は（記述回答からの分類）、「同窓会総会で意見を聞く」4校、「活動後に参加者に意見を聞く」3校、「アンケート」1校、「電話で対応」1校などであり、以下のような回答もあった。

・前年度のうちに、機会をとらえて、参加者全員に来年度や次回には何をやりたいか、望んでいるかを聞き取り、それを集約している。

学習内容の満足度調査は、5校で行っていた。その方法は（記述回答から分類）、「活動終了後のアンケート」3校、「参加者に口頭で聞く」2校などであった（以下参照）。

・参加者全員（本人）への調査は難しいため行っていないが、何名かに口頭で感想を聞いている。参

加した保護者や後援会役員からも内容について意見を聞き、計画を立てるときに参考にしている。

いずれにしても、担当者が活動中や関わっているさまざまな場面で本人に意見を聞く機会をうまくとらえる必要があるようである。本人（卒業生）の希望と、開設の「ねらい」にみあった学習内容とを担当者がすり合わせて学習内容を設定していると思われるが、適切な内容設定ができていないのかについては検討を要すると思われる。また、現在参加していない対象者のニーズを把握するための方法は、今後、考慮していく必要がある。

### 3) 担当者の評価

青年学級の実施内容について、担当者がどのように評価しているのかを把握するため、「卒業生にとって学校が主催する青年学級のメリット」をどのようにとらえているのか尋ねたところ、「卒業生にとってのメリット」は、すべての担当者が「ある」と回答していた。その具体的な内容としては（記述回答から分類）、「交流」「親睦」「情報交換」が最も多かった（6校）。そのほかは、「余暇活動の充実」2校、「近況報告（自分ががんばっていることを話す）」（2校）、「参加のしやすさ」1校、「コミュニケーションがとりやすい」1校、「保護者と渉外部職員が一緒に企画することにより参加者がそれぞれのペースで楽しめる」1校、「福祉制度について情報を得る」1校などであり、以下のような回答もあった。

・地域の状況から、仲間が集う場や楽しめる機会が少なく、養護学校が企画するものしかない。また、ボランティアサークルなどもあると思うが情報が入りにくい上、そこ卒業生をつなぐ役目の人がいない。そのため、特別支援学校が主催するメリットとして、①卒業生が気軽に参加しやすい、②参加者どうしが同級生、先輩、後輩という結びつきがあり、仲間同士関係が築きやすくコミュニケーションがとれやすい、③青年学級を開催するときに、情報の収集や発信がしやすく卒業生自身のニーズも把握しやすい、の3つがあげられる。

この回答に示されているように、地域性の問題（学校が企画するものしかない）、情報が入りにくい、つなぎ役がない、などの知的障害のある人の生涯学習の保障に関わる諸問題を背景として考えると、特別支援学校における青年学級は非常に大きな意義を持っているといえよう。

### 4) 業務担当のあり方と学外とのかかわり

青年学級の校内分掌は「進路担当」が6校、「渉外部」が3校であった。卒業生を対象としていることから「進路担当」に位置づけていることが多いようである。これ

は、青年学級がその学校の卒業生の動向の把握などとも関連して「同窓会」と位置づけられていることによるものと思われる。

また、開催にあたって学校外の団体とのやりとりがある場合は、「渉外部」が担当になっているようである。学外（地域）との協力については、「ある」と回答したのは3校のみであった。その内容は、近隣の施設やボランティアサークルなどである。詳細は以下のとおりである。

- ・本校の卒業生と親の会（同窓会）
- ・県ユニバーサルホッケー協会
- ・新卒業生の保護者対象の企画委員（後援会行事の企画、調理など）
- ・近隣の施設（卒業生の集いの参加）
- ・市教育委員会教育指導課課長（卒業生と在校生の交流会の参加）
- ・市教育委員会教育指導課青少年グループ担当（ボランティアの依頼、当日の責任者）
- ・高校生ボランティア（卒業生と在校生との交流会の参加）
- ・大学生ボランティアサークルから

学外との協力体制ができていない学校では、多様な交流があることがわかる。市町村の教育委員会とも協力体制をとっている例もある。しかし、まだ全体としては、多様な「地域住民の参加」までは十分至っていない。学外（地域）との協力が「ない」学校では、地域のさまざまな活動団体の情報をうまくとらえられていないのではないかと考えられる。学校と地域とがうまく連携していくには、社会教育行政の側が、あるいは「特別支援教育コーディネーター」<sup>(注1)</sup>が、担当者に対して地域の情報を提供していくなど、学校と地域とをつないでいく役割を果たす必要があるのではないだろうか。

## 5) 担当者の課題意識

担当者が青年学級開催のために感じている課題は（記述回答から分類）、参加者に関すること（4校）、活動内容に関すること（4校）、運営に関すること（6校）などに分けられる。まず、参加者についてみると、「参加者の固定化」「案内発送数の割に参加者が少ない」「卒業後2～3年で参加しなくなる」といった内容である。これは、青年学級の活動内容や運営形態、広報のあり方も影響していると考えられる。また、活動内容に関することでは、「活動内容の固定化」「障害が重い人も参加できる内容」「全員で一つのことをするのが難しい」などである。さらに、運営に関することでは、「教職員の協力体制」「参加人数の増加に伴う場所の確保」「経費の増大」「日時設定」「保護者の参加」など多様である。以下のような回答からは、青年学級の取り組みが学校全体の取り組みと

はなっていない現状を示唆していると思われる。

- ・現在のところ、開催にあたっては進路指導部や担当者が中心で、他の職員の協力は得られにくい。学校全体の取り組みとして広めていくためにも、青年学級の目的やねらい、活動の様子などを機会あるごとに伝え、協力を得るようにしていく努力が必要である。

担当者が感じているこのような課題を、どのような方向で解決していくかが重要である。今後の青年学級の望ましい開催形態については、担当者自身が「今のままでよい」とする学校もあるが（3校）、「地域の資源の活用」（3校）や、「保護者の参加」（2校）、「卒業生が運営に関わること」（1校）などが望ましい形態としてあげられている（以下参照）。

- ・知的障害者を対象とするときは、保護者の方々の協力が必須であり、共催事業として支援を呼びかけていく必要がある。また、養護学校内にとどまらず、地域の資源（場所・支援者・ボランティア・講師など）を活用して、連携や協働作業を取り入れ、地域社会との接点を多くし賛同者を増やしていくことが望ましいと思う。
- ・本校では、卒業後、学校へ来ることがなかなかなく、卒業生の学校へ行きたいという願いもあり、学校での開催を続けている。回数は年2～3回が妥当と思われる。今後、地域のレジャー施設等を利用して開催する方法も考えられる。

「今のままでよい」とする担当者いる一方、さまざまな課題意識を持つ担当者もおり、担当者の意識には温度差がある。しかし、多くの担当者は青年学級の必要性を認識しており、地域資源の活用を検討するなど、今後の地域との連携が実現する可能性もある。このような担当者に対して、社会教育行政の側が適切な支援を行い、地域と連携できる関係をつくっていく必要がある。

## 6. 考察—青年学級の課題

知的障害のある人の生涯学習の機会保障のための「あるべき制度」の模索のために、青森県における特別支援学校における青年学級の実態を明らかにしたが、ここでも地域のボランティアな生涯学習活動と同様に、運営体制や人材や財源の課題があった。また、「学校」における青年学級の課題として、対象者の限定と学習内容、担当者（教員）のかかわり方、地域との連携、などの問題があげられる。

まず第一に、対象者の限定と学習内容についてである。現在の青年学級はその学校の卒業生を対象とし、同窓会としての色彩が濃く、レクリエーション的な学習内容が多い。地域資源としての「学校」には、その地域に住む



知的障害のある人に対して、生涯学習の機会を提供するという役割があると考えますが、同窓会として位置づけている場合には、対象を卒業生とする制限が生じてしまう。地域に住む知的障害者は、必ずしもその地域にある特別支援学校の卒業生ではない。学校によっては、参加者の固定化も課題の一つとして指摘されていたが、卒業生の心の拠り所としての同窓会的な要素を残しつつも、新たな参加層の拡大を図ることも重要である。そのことにかかわって学習内容の設定も大きな課題となるだろう。

第二に、運営スタッフとして担当する「教員」という人材についてである。参加者が卒業後数年で青年学級に参加しなくなる理由は、「知っている先生がいない」ということがあるといわれる。知的障害のある人にとって、自分の存在を知って見守ってくれている人として教員が学校におり、そのような学校に行くことを「励み」にできることも重要なことである。広い意味で「知的障害のある人が地域で暮らす」ことを支えていくためには、いろいろな形で彼（女）らを「見守ること」や「よりそうこと」が必要である。そのような役割を教員が担っているともいえよう。

しかし、将来的に、このような青年学級を生涯学習の場として地域にひらいていくためには、教員のかかわり方の問題もある。知的障害のある人の生涯学習活動を支えるスタッフとしては、「教育の対象」ではなく権利を持った個人として接して彼（女）らと共に学ぶという姿勢、一方的な関係ではない双方向の関係をつくっていくことには、まだ課題があるように思われる。障害者青年学級スタッフの使命として問われているのは、「第一に、スタッフ自身が地域住民として、障害をもつ人々と共に地域で暮らしていく方法を身につけ、障害者青年学級を地域における共生の足場にしていくという使命」「第二に、障害をもつ人々自身が学習の主人公、学習実践の責任主体となるように働きかけ、援助していく使命」<sup>13)</sup> であるといわれている。今の状況では、教員がこのような使命を果たしていくことは難しいのではないかと。現状においては、そのようなスタッフの使命やその実践のための専門性の獲得は、担当の教員の個人的な努力にまかされているのが現状である。そのような専門性を身につける機会を設けていく必要もあろう。

最後に、地域との連携の課題である。公共交通手段のない不便な地域の入所施設にいる人などの場合は、学習の場へのアクセスの問題は大きい。郡部などでは、知的障害のある人が参加しうる学習やレクリエーションのメニューの少なさという問題がある。東京などの都市部と比較した場合に青森という地域性から見て、知的障害のある人が生涯学習に参加できる多様な場や機会があるということがまず重要であり、「学校」という場所に青年

学級が「制度化」されていることは、まず「場の提供」という役割を学校が果たしていることは高く評価すべきことである。しかし、地域からの参加がまだ十分でないのが現状であり、地域住民がかかわりうる状況をつくっていくためには、地域で活動している団体や機関との連携が必要である。

## 7. おわりに—今後の展望

以上のような青年学級の課題をふまえて、最後に知的障害のある人の生涯学習の保障における学校の役割について述べたい。青森県における知的障害のある人を対象として行われている青年学級は、「知的障害青年学級」として社会教育行政に位置づけられてはいるものの、実質的な運営は学校側が担っているという現状である。地域との連携や多様な参加を図るといった課題についても、本来であれば、社会教育行政が運営や学習内容などについても支援するのが望ましいと考えられる。

そのような支援のない現状で学習活動を支えていくには、青年学級に対する学校内部での支援体制が問われる。青年学級の運営が「担当者まかせ」になってしまわないように学校全体でバックアップするには、調査結果にも示されているように、教職員の問題意識の共有が必要である。本来、在校生に対する多くの業務を担っている教員にとって、卒業生を対象とした青年学級の業務の優先順位が低くなってしまふのは当然のことといえる。担当者のみならず、そのほかの教員全体の意識化をどう促していくかという課題は大きい。逆説的にいえば、このような青年学級を学校の教員が担うべきものとして、学校がいつまでも卒業生を「背負っている」という状態をよしとするのかどうかということこそ議論していくべきことであろう。また、このような青年学級が抱える問題を地域に発信し、地域からの参加を働きかけていくことが学校の役割として重要であるのではないだろうか。

前述したように、青森県という地域特性を考慮すると、学校は貴重な教育資源である。いくつかの回答に示されていたように、卒業生の増加に伴う対象者の増加への対応が求められている側面もあるが、将来的に、特別支援学校の青年学級を地域の生涯学習の場として広げていくためには、やはり、その学校の卒業生だけを対象とするものから、その学校がある地域に住む知的障害のある人を対象とするものへ、その学校の教員だけで企画運営するものではなく、地域からの多様な参加によって支えられていくような活動へと転換していく必要がある。それによって、学校がいつまでも卒業生を「背負っている」という状況も打開されていくのではないだろうか。

学校を地域資源の一つとして位置づけた場合、知的障害のある人への単なる「場の提供」のみでなく、地域

住民が活動にかかわり、そのことによって当事者のニーズを社会へ伝えていくというしくみをどうつくるかという問題がある。まずは地域住民が参加しやすい窓口づくり、さらには継続的にかかわるしくみづくりが必要であろう。そのためには、社会教育行政が学校と地域とをつなぐという役割を果たす必要がある。また、学校が地域と協力して知的障害のある人の生涯学習の保障という役割を果たしていくためには、このような活動を下支える情報交換や情報共有のための地域ネットワークを構築していくことが求められている。

**謝辞:**本研究は、科学研究費補助金(基盤C)(研究課題名:知的障害者の生涯学習にかかわる地域ネットワークづくりに関する研究)の助成を受けて行いました。本調査にご回答くださいました青森県内の特別支援学校(知的障害)はじめ、本研究にご協力くださいました皆さまに心よりお礼申し上げます。

[受理日:平成22年7月29日]

#### 〈注〉

(1) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議『今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)』(2003.3.28 答申)によって、特別支援教育コーディネーターの役割が提案され、導入が図られた。特別支援教育コーディネーターの立場と役割は各学校で異なっている。特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、自校の在学学生に対する個別の教育支援計画の策定に関する企画や調整に中心的に携わるだけでなく、特別支援学校が担う地域におけるセンター的機能の推進や調整を行うこととされている。導入にあたっては、教諭が兼任することが多いようである。

#### 引用文献

- 1) 松矢勝宏監修、養護学校進路指導研究会編: 大学で学ぶ知的障害者—大学公開講座の取り組み, 大揚社 2004.
- 2) 津田英二、山本道子、余田卓也、他: 知的障害のある成人への大学における学習プログラム提供—2003年度公開講座『大学で自分の世界を広げよう』をめぐって, 神戸大学発達科学部研究紀要, 12 (1), pp13-37, 2004.
- 3) 建部久美子編著: 知的障害者と生涯教育の保障—オープン・カレッジの成立と展開—, 明石書店, 2001.
- 4) 全国オープン・カレッジ研究協議会: オープン・カレッジ研究, 創刊号(1999年)~第10号(2008年)
- 5) 山内修、廣森直子、中堀久子、工藤睦美: 知的障害者の生涯学習の実態把握と学習保障システムづくり

に関する研究(平成17年度青森県立保健大学健康科学特別研究中間報告書), 2006.3

- 6) 山内修、廣森直子、中堀久子、工藤睦美: 知的障害者の生涯学習の実態把握と学習保障システムづくりに関する研究(平成18年度青森県立保健大学健康科学特別研究最終報告書), 2007.3.
- 7) 廣森直子、山内修、中堀久子、工藤睦美: 青森県における知的障害のある人の生涯学習活動の現状と課題—受講生調査から—, 青森県立保健大学雑誌, 8 (2), pp245-253, 2007.
- 8) 小林和子: 「すみだ教室」の取り組み, 教育と医学(特集: 自分らしく生きるために学ぶ—障害のある人の生涯学習), 50 (12), pp 1076-1082, 2002.12.
- 9) 小林繁編著: 学びのオルタナティブ—障害をもつ市民の学習権保障の課題と展望, れんが書房新社, 1996.
- 10) 小林繁編著: 君と同じ街に生きて—障害をもつ市民の生涯学習・ボランティア・学校週五日制, れんが書房新社, 1995.
- 11) 同前掲1, pp10-13
- 12) 青森県教育委員会: 平成20年度障害者青年学級開催要項, 2008
- 13) 小林繁編著: 学びあう「障害」—障害者の生涯学習実践, pp171-174, クレイン, 2001.